

課 題	具体的取組	取組目標	5年間の取組成果	主な実績
	<p>③市民・地域団体との健全な協働の推進</p>	<p>(1) 個別事業推進に際して、ワークショップ手法を活用するなど、市民参画の仕組みづくりを図る</p> <p>(2) 「未来わがまち会議」を活用し、区レベルでの地域活動のさまざまな課題について議論するための場（プラットフォーム）を形成</p> <p>(3) 各局・各区ホームページの充実を図り、財務情報や市民利用施設の一元的な利用案内など、市民が必要とする情報を分かりやすくかつ積極的に情報公開・情報発信を行う</p> <p>(4) 地域振興会等地域団体や、コミュニティ協会・社会福祉協議会等本市の関与の大きい関連団体等への委託料、補助金等について実態を調査し、健全な協働推進を図る</p> <p>(5) 不明瞭であるとの批判のある地域団体など各種団体との関係について点検し、業務委託契約・施設利用のあり方などを見直す</p>	<p>市長と市民との対話の場を拡充し、市民との協働を進めることができた。</p> <p>「大阪市市民活動推進条例」を制定し、市民活動を推進するための基本理念や基本的施策を明らかにし、「地域コミュニティ活性化ビジョン」及び「大阪市協働指針」を策定することにより地域コミュニティの活性化と協働意識の醸成に向けた施策実施の基盤を構築することができた。</p> <p>各区における「未来わがまち会議」の活性化を図り、区民との協働による様々な活動を実践することができた。</p> <p>市民にとって利用しやすいホームページに見直すとともに、掲載内容の充実を図ることで、積極的な情報発信ができた。</p> <p>平成 18 年度に事業に対する地域振興活動補助金、平成 20 年度に運営基盤強化に対する地域振興交付金を設け、住民主体の基礎的な地域活動の継続性の確保及び安定化を図るため財政的な支援を再編整理し、市地域振興会会計及び事務局体制についても日赤関係と明確に区分した。</p>	<p>難者対策検討会」の設置及び対応策（素案）の策定（23 年 1 月）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・コンビニエンスストアとの連携開始</li> <li>・都市プロモーションの推進</li> <li>・青少年向け体験事業の実施</li> <li>・天王寺動物園サポーター制度の創設</li> <li>・まち美化パートナー制度の推進 など</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・なにわ元気アップ会議 63 回（20 年 4 月～23 年 3 月）</li> <li>・ウェルカム!!なにわ元気アップ会議 23 回（20 年 4 月～23 年 3 月）</li> <li>・なにわ元気アップフォーラム 13 回（20 年 4 月～23 年 3 月）など</li> <li>・「大阪市市民活動推進条例」を制定（18 年 3 月）</li> <li>・「大阪市地域コミュニティ活性化ビジョン」及び「大阪市協働指針【基本編】」を策定（22 年 3 月）</li> <li>・「大阪市協働指針【実践編】」を策定（23 年 3 月）</li> <li>・市民利用施設の一元的利用案内（18 年 3 月）</li> <li>・予算概要などの予算資料を市民によりわかりやすくして公表（18 年 2 月）</li> <li>・地域まちづくり活動への行政支援情報や市内のまちづくり活動情報の一元発信（20 年 4 月）</li> <li>・ホームページのリニューアル（21 年 3 月）</li> <li>・「包括外部監査の結果及び意見の概要（補助金及び交付金の財務事務の執行について）」を公表（18 年 2 月）</li> <li>・「補助金等のあり方に関するガイドライン」を策定（19 年 3 月）</li> <li>・地域振興活動協力費交付要綱（18 年 4 月制定）を廃止し新たに、安全で安心して暮らせるまちづくりに対する助成制度を策定（19 年 4 月）</li> </ul>

課 題	具体的取組	取組目標	5年間の取組成果	主な実績
				<ul style="list-style-type: none"> <li>安全で安心して暮らせるまちづくりに対する助成制度を廃止し、地域振興活動補助金及び地域振興交付金に統合（20年4月）</li> <li>地域振興活動補助金を廃止し、地域コミュニティづくりなどの活動等に役立てるよう地域交付金として交付するため地域振興交付金要綱を改正（23年3月）</li> </ul>
5 恒常的評価体制の構築	①局・区経営方針と連動した行政評価	<p>(1)各局・区において局長・区長改革マニフェストを反映し、かつ、具体的な目標を掲げた局・区経営方針の作成と局・区経営方針に連動した評価システムを構築</p> <p>(2)市役所の中での意思決定（予算編成や施策の選択と集中など）のPDCAサイクルと連動した評価システムの設計</p> <p>(3)各事業において既存のデータの数値化による現状分析の実施とその分析結果に基づく評価の実施</p>	<p>局経営方針の策定により、各局の目標像・使命や主な経営課題、課題解決のための事業戦略が明らかになり、透明性の向上や市内部における組織目標の共有化につながった。</p> <p>毎年度、達成目標の実現に有効かという観点から、戦略と具体的取組の進捗状況を一体的に評価することで、戦略レベルでの評価が可能となった。</p> <p>評価結果をもとに、戦略や具体的取組等を適宜見直し、翌年度の経営方針に反映させるというPDCAサイクルの確立が図られた。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>外部委員による「大阪市行政評価委員会」を設置（18年3月）</li> <li>各局において局経営方針を策定（18年4月～）</li> <li>経営方針と連動した行政評価の仕組みについて確立（19年2月）</li> <li>評価結果をもとに、戦略や具体的取組等を適宜見直し、翌年度の経営方針に反映させるというPDCAサイクルを確立（19年4月～）</li> </ul>
	②第三者評価委員会による独立した包括的評価体制の確立	<p>(1)今回分析を行っている67の事業について、見直し状況を監視</p> <p>(2)各局・区の自己点検結果を2次的に評価</p> <p>(3)個別の事業について、民間経営のノウハウを取り入れた評価・見直しを行う</p> <p>(4)独立した立場で独自の評価手法により広範かつ包括的に評価を行う</p>	<p>局経営方針や局の自己点検について、外部の視点から包括的に評価を実施し、必要な指導、助言を行うとともに、次年度の局経営方針策定にあたって、必要な指導・助言を行うなど、外部の視点からの評価体制を確立することができた。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>外部委員による「大阪市行政評価委員会」を設置（18年3月）</li> <li>各局の局経営方針と自己点検について、市内部の2次評価を行った上で、行政評価委員会において評価し、委員会の意見を公表（19年4月～）</li> </ul>
<b>VI 職員の生産性の向上</b>				
1 勤務実績の給	①職務給（職務と責任に応じた給	(1)一般行政職5級、7級など職務給の原則上課題があるので、級別標準職務・昇格	一つの補職・職責に対して一つの級に級別標準職務・昇格基準を見直すとともに、	「職員の給与に関する条例」を改正（19年3月）